入　札　公　告

制限付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和８年９月７日

尾張旭市長　柴　田　　浩

１　入札に付する事項

⑴　業務名

電気保安管理業務

⑵　業務場所

尾張旭市学校給食センター

尾張旭市旭前町新田洞５００５番地６

⑶　業務概要

学校給食センターに設置された自家用電気工作物の点検、測定試験及び指導等

⑷　業務期間

令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日まで

（地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約）

⑸　入札方法等

ア　本入札は原則として、あいち電子調達共同システム（物品等）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければならない。詳細な入札方法は、電子入札システム操作手引書（https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html参照）及び尾張旭市物品等電子入札実施要領（以下「電子入札実施要領」という（https://www.city.owariasahi.lg.jp/「メニュー」－「しごと・産業・コミュニティ」－「入札・契約」－「入札者心得書・要綱・要領等」のページを参照）。）によるものとする。

イ　本入札は、開札後、落札候補者に対して入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する事後確認型の一般競争入札とする。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

⑴　令和８・９年度尾張旭市物品の製造等入札参加資格者名簿に登録されていること。また、愛知県内に入札参加資格確認申請時の契約先を有すること。

⑵　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑶　この公告の日から落札決定までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。

⑷　この公告の日から落札決定までの間、「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２３年９月２７日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

⑸　令和８・９年度尾張旭市物品の製造等入札参加資格者名簿大分類「０３役務の提供等」のうち中分類「０１建物等各種施設管理」に登録されている者のうち小分類「０２機械設備保守点検」のうち細分類「１３自家用電気工作物」に登録されている者であること。

⑹　平成２８年度以降、国（特殊法人、独立行政法人等は含めない。）又は地方公共団体発注の自家用電気工作物点検業務において元請として１契約につき４０万円以上の業務完了実績があること。ただし、市内事業者については、国（特殊法人、独立行政法人等は含めない。）又は地方公共団体発注の自家用電気工作物点検業務において元請として業務完了実績があること。

⑺　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

⑻　所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

⑼　事業協同組合とその構成員が、同一入札に同時に参加していないこと。

３　入札手続等

⑴　入札書等の提出

ア　電子入札システムにより入札書に必要な事項を入力すること。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、事前に尾張旭市の承認を得て紙入札方式により入札書を提出するものとする。

イ　入札書等の提出期間

令和８年９月１６日（水）午前８時３０分から

令和８年９月１７日（木）午後５時まで

※　電子入札システム利用可能時間とする。

⑵　開札の日時及び場所等

ア　日時

令和８年９月１８日（金）午前１０時

イ　場所

尾張旭市総務部総務課

ウ　落札候補者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

⑶　その他

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の１０パーセントに相当する額（１円未満の端数があるときは端数額を切り捨てた額）を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札回数は、２回までとする。

4　落札者の決定

落札候補者は、入札参加資格確認申請書に確認資料を添えて持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出された入札参加資格確認申請書及び確認資料の審査の結果、入札参加資格を満たしていることが確認できた場合は、落札者とする。

落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、次の順位の入札価格が低い者から順次確認を行い、落札者を決定する。この場合、下記⑷の「開札の日」を「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替える。

⑴　提出書類

ア　入札参加資格確認申請書（様式１）

イ　業務の実績（様式２）

尾張旭市のホームページから様式をダウンロードすること。

→「メニュー」－「しごと・産業・コミュニティ」－「入札・契約」－「各種様式」－「物品・役務の提供等様式」

⑵　提出場所

〒４８８－８６６６

尾張旭市東大道町原田２６００番地１

尾張旭市総務部総務課契約係

⑶　提出部数

１部

⑷　提出期間

開札の日から起算して４日以内（閉庁日を除く。）

午前９時から午後５時まで

⑸　その他

ア　入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加資格確認申請書が提出された日から起算して、原則３日以内に通知する。

イ　提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ　提出書類は、入札参加資格の確認以外に、無断で使用しない。

エ　提出書類は、返却しない。

5　入札参加資格を満たしていないと認めた者に対する理由の説明等

⑴　入札参加資格を満たしていないと認めた者には、その理由を付して書面により通知する。

⑵　⑴の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して３日以内（閉庁日を除く。）に、書面によりその理由の説明を求めることができる。

⑶　説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、書面により回答する。
⑷　⑵の書面の提出先は、次のとおりとする。
　　尾張旭市総務部総務課契約係

６　仕様書等の閲覧
⑴　閲覧期間
　　公告日から入札書提出締切日まで（閉庁日を除く。）
　　午前９時から午後５時まで
⑵　閲覧場所
　　尾張旭市総務部総務課（閲覧できる仕様書等は電子入札システムに添付した資料と同一のもの。）

７　仕様書等に関する質疑回答
　仕様書等に関する質疑がある場合は、あいち電子調達共同システム（物品等）により提出しなければならない。
　質疑の受付期間は、令和８年９月７日（月）午前８時３０分から令和８年９月１０日（木）午後４時までとし、令和８年９月１５日（火）までにあいち電子調達共同システム（物品等）により回答する。

８　仕様書等の配布
　入札の参加を希望する者に対して、仕様書等を次のとおり配布する。
⑴　配布期間
　　公告日から入札書提出締切日時まで
⑵　配布方法
　　あいち電子調達共同システム（物品等）よりダウンロードして入手すること。

９　入札保証金
　尾張旭市契約規則（昭和５３年規則第１９号。以下「契約規則」という。）第１１条第２号の規定により免除とする。

10　入札の無効
　契約規則第１３条の規定に該当する場合及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
⑴　入札参加資格を有しない者のした入札
⑵　入札書受付締切予定日時までに送信のない電子入札
⑶　電子署名及び電子証明書のない入札
⑷　ＩＣカードを不正に使用して行った入札
⑸　入札に際して談合等による不正行為があった入札
⑹　虚偽の申請を行った者のした入札
⑺　その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

11　契約保証金
契約規則第３２条第３号の規定により免除とする。

12　契約書作成の要否
要

13　尾張旭市公契約条例に係る労働条件報告書の提出
尾張旭市公契約条例（平成２９年条例第１９号）に基づき、予定価格が５００万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約を特定公契約とし、契約締結後速やかに労働条件報告書を提出するものとする。ただし、長期継続契約の場合は、予定価格を契約月数で除した額に１２を乗じた額が５００万円以上の業務を対象とする。

⑴　市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃の業務

⑵　庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第２条第５項に規定する機械警備業務を除く。）

14　その他

⑴　入札参加者は、尾張旭市の規則等を厳守すること。

⑵　落札決定から契約締結までの期間において、落札者が尾張旭市指名停止取扱要領の措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合において、尾張旭市は、一切の損害賠償の責めを負わない。

⑶　契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに尾張旭市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

⑷　システム障害の発生等により電子入札の執行が困難な場合又は予算その他の理由により、入札又は開札の執行を延期若しくは中止又は入札方法を変更することがある。なお、これらの場合においても、入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とする。

⑸　長期継続契約の場合は、翌年度以降において本業務における歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。

⑹　この公告に関する問合せ先
尾張旭市総務部総務課契約係
電話：０５６１－７６－８１１０（直通）